



八王子市国土強靱化地域計画

HACHIOJI CITY
NATIONAL RESILIENCE
REGIONAL PLAN

2023 - 2030

～「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現～

令和5年(2023年)3月改訂
【令和2年(2020年)3月策定】

目次

I N D E X

第1章 計画改訂の趣旨	03	第3章 脆弱性評価	13
1 改訂の趣旨	04	1 脆弱性評価とは	14
2 近年の災害	05	2 自然災害の想定	15
3 位置づけ	08	3 リスクシナリオの設定	17
4 計画期間	09	4 脆弱性評価	21
		5 重要事業指標(KPI)の設定	21
第2章 強靱化の基本的な考え方	10	第4章 強靱化の取組の推進と不断の見直し	59
1 強靱化を進めるための基本目標	11	1 施策分野の設定	60
2 強靱化における推進目標	12	2 施策分野ごとの強靱化に向けた取組	60
		3 計画の推進	65
		4 不断の見直し	65
		5 計画の進行管理	66



第1章 計画改訂の趣旨

1 改訂の趣旨

東日本大震災において、我が国は、未曾有の大災害を経験しました。そして、この教訓を踏まえ、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年12月11日法律第95号。以下「基本法」という。)が制定されました。

基本法の中で、基本理念として、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資するとされています。

また、地方公共団体の責務として、「国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」ことが規定されています。

国は、平成26年(2014年)6月に「国土強靱化基本計画」を策定し(平成30年(2018年)12月変更)、国土強靱化に向けた取組を地方公共団体や民間と連携して総合的に推進するとしています。

東京都は、このような国の動きに合わせて、大規模自然災害に対する脆弱性評価を実施するとともに、平成28年(2016年)1月に、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「東京都国土強靱化地域計画」を策定しました。

本市においては、「令和元年東日本台風」が各地域に甚大な被害をもたらすなど、近年、気候変動の影響等に伴い、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害、風水害の増加とともに、首都直下地震等の巨大地震の発生が懸念されており、国土強靱化施策を着実に推進していくことが必要となります。このような背景を踏まえ、事前に防災及び減災に関する施策を進め、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な都市として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の実現に向けた「地域強靱化」を推進するため、令和2年(2020年)3月に最初の「八王子市国土強靱化地域計画」を策定しました。

3年間の取組で本市の強靱化は進捗してきた一方、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえると、地域の強靱化は引き続き喫緊の課題となっています。そこで、国や東京都の国土強靱化計画と整合を図ることはもとより、令和4年(2022年)5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」や令和5年(2023年)4月からの「八王子未来デザイン2040」との整合を図るため、計画を改訂し、本市の強靱化をより一層推進します。

また、「八王子市国土強靱化地域計画(令和5年(2023年)3月改訂)」(以下「本計画」という。)の取組を進めることで、国連が掲げる世界共通の行動目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献していきます。

国土強靱化とは？

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

国土強靱化地域計画とは、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものです。

2 近年の災害

(1) 地震

近年、本市が被災した地震で最も大きいものは、東日本大震災です。

本市では、気象庁等が設置している3か所（大横町、堀之内、石川町）の地震計全てで「震度5弱」を観測しました。

主な被害状況としては、一部損壊56件、火災1件と大きな被害には至らなかったものの、公共交通機関が運行を停止し、本市の中心市街地であるJR八王子駅周辺では多くの帰宅困難者が発生しました。また、地震の影響による計画停電の実施や原子力発電所からの放射性物質の漏洩により、被災地からの避難を余儀なくされた方などへ支援を行いました。



▲滞留者で混雑するJR八王子駅の状況



▲総合相談センターの様子

2 近年の災害

(2) 風水害

近年の風水害については「平成20年8月末豪雨」をはじめ、「平成29年台風第21号」や「令和元年東日本台風」など、被害が激甚化する傾向にあります。特に雨量については、「平成20年8月末豪雨」が4日間で280mm、「平成29年台風第21号」では5日間で約400mm、「令和元年東日本台風」では、本市で初となる大雨特別警報が発表され、日降水量としては、1976年の統計開始以来、年間を通じて第1位となる392.5mm(アメダス八王子)の記録的な大雨となりました。この「令和元年東日本台風」では、本市の被災状況により激甚災害としての指定と被災者生活再建支援法の適用を受けることになりました。



▲南浅川護岸崩落状況（西浅川町）
（平成29年台風第21号）



▲水路の氾濫状況（廿里町）
（令和元年東日本台風）

2 近年の災害

(3) 雪害

平成26年(2014年)2月14日から降った大雪については、前線を伴った低気圧が発達しながら本州の南岸を東北東に進み、15日未明から昼過ぎにかけて関東地方を通過したことにより、関東甲信地方で、2月8日に続き、2週連続で記録的な大雪となりました。

関東地方のほぼ全域で大雪警報が発表され、市役所本庁舎北側にて50.5cmの積雪量(独自観測)を記録し、自然の脅威を改めて認識させられるものとなりました。

除雪作業後も除雪した雪、除雪しきれない雪が車道上・歩道上に残り、歩行への支障、交通機能の麻痺、家屋では、雪の重みにより屋根(アーケード)や雨どい、カーポートなどが破損したほか、パイプハウス、牛舎などの農業施設にも大きな被害をもたらし、市民生活に大きな影響を与えました。



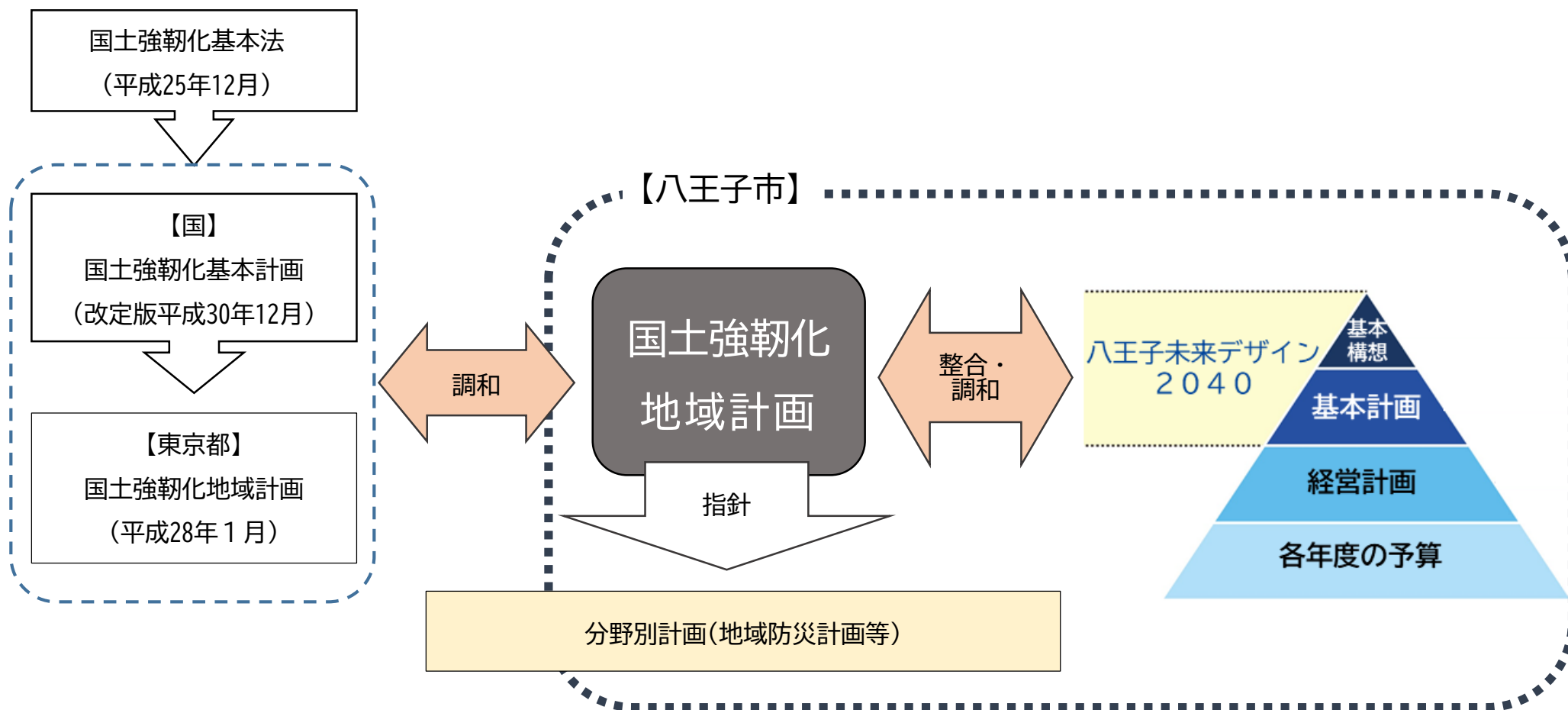
▲アーケード落下状況(八幡町)



▲除雪作業の様子(万町)

3 位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化基本計画、東京都国土強靱化地域計画との調和を保ちながら策定する計画です。また、本市の最上位計画である「八王子未来デザイン2040」との整合・調整を図ったうえで、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくもので、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針となるものです。

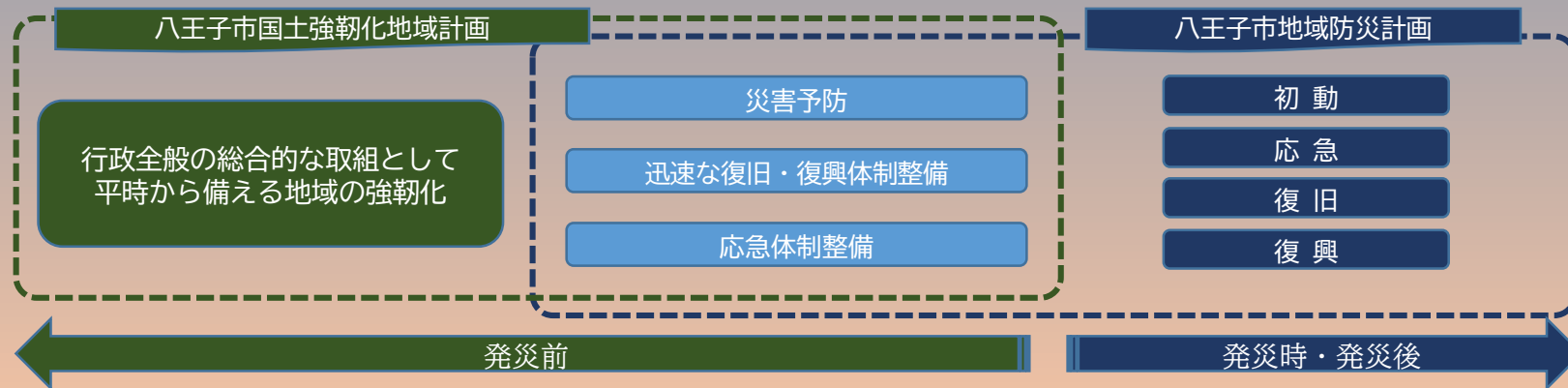


3 位置づけ

「八王子市地域防災計画」との関係は？

国土強靱化地域計画は、基本法第13条に「国土強靱化に係る市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされており、「地域強靱化」という幅広い分野に及ぶ施策の基本的な運営指針となります。

このことから、災害対策基本法に基づく「八王子市地域防災計画」に対しても指針となるとともに、国土強靱化地域計画は、発災前における(平時の)施策を記載することから、発災時・発災後の対応を円滑に行うための備えとしての位置づけ・役割もあります。



【地域防災計画との比較】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
主な対象リスク	地域で想定される自然災害全般	災害種別ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
施策の重点化	○	-

4 計画期間

「八王子未来デザイン2040」の計画期間に合わせて、令和5年度(2023年度)から令和12年度(2030年度)までの8年間とします。



第2章 強靱化の基本的な考え方

1 強靱化を進めるための基本目標

国土強靱化は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会・経済を事前につくりあげていこうとするものです。

そこで、基本法に基づく国の国土強靱化基本計画及び東京都の国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、いかなる災害等が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現に向けて、4つの基本目標を設定し、本計画を推進します。

基本目標

いかなる災害が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 都市の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- 4 迅速な復旧復興に資すること

2 強靱化における推進目標

強靱化を進めるための4つの基本的な目標を基に、国の国土強靱化基本計画及び東京都の国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、事前に備える8つの推進目標を設定します。

これにより、あらゆる大規模自然災害を想定しながら、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考え、強靱なまちづくりを平時から持続的に展開していきます。

推進目標

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

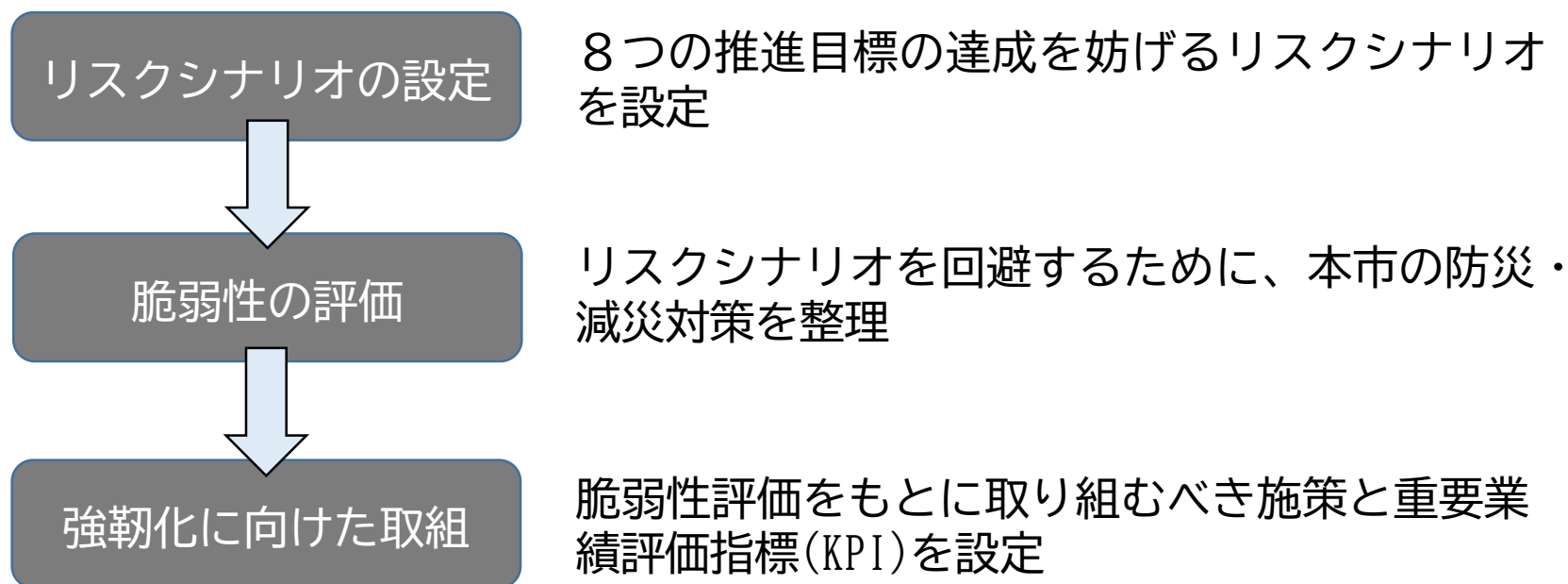


第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価とは

強靱化への取組を進めるに当たり、8つの強靱化における推進目標の達成に向けて、リスクシナリオを設定し、リスクシナリオごとに脆弱性を評価します。

脆弱性評価の結果を基に、取り組むべき施策と重要業績評価指標（KPI）を設定します。



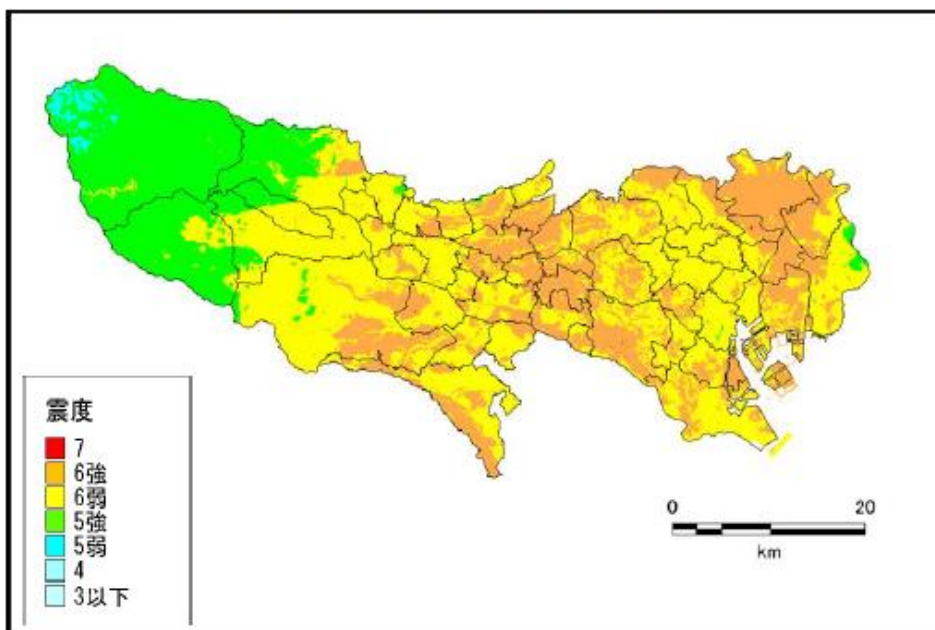
2 自然災害の想定

本市におけるリスクシナリオを設定するに当たり、「八王子市地域防災計画」における被害想定を踏まえた自然災害を想定します。

(1) 地震

令和4年(2022年)5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で示された「多摩東部直下地震」を本市の想定地震とします。

【多摩東部直下地震 (M7.3) の震度分布】



【多摩東部直下地震による八王子市の主な被害】

多摩東部直下地震		単位	冬・早朝		冬・昼		冬・夕方		
			風速4m/s	風速8m/s	風速4m/s	風速8m/s	風速4m/s	風速8m/s	
建物被害	全壊棟数	棟	2,452						
	半壊棟数	棟	10,409						
	うち大規模半壊	棟	2,125						
人的被害	倒壊建物を含む焼失棟数	棟	1,379	1,490	1,760	1,896	2,864	3,094	
	死者数	人	183	186	114	117	167	172	
	負傷者数	人	3,047	3,059	2,464	2,478	2,764	2,785	
避難者	うち重傷者数	人	285	288	264	268	329	335	
	発生数	人	79,948	80,350	81,331	81,833	85,330	86,163	
ライフライン	電力	停電率	%	4.4	4.5	4.6	4.7	5.2	5.3
	通信	不通率	%	1.8	1.0	1.2	1.3	1.9	2.0
	上水道	断水率	%	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4
	下水道	管きよ被害率	%	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
	ガス	供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2 自然災害の想定

(2) 風水害（浸水害・土砂災害等）

ア 浸水害

近年、本市では、「平成29年台風第21号」及び「令和元年東日本台風」により大きな被害が発生したところですが、これらの災害よりも更に甚大な被害が発生することが危惧されている次表「想定し得る最大規模の降雨」による被害を本市の想定風水害とします。

1	国が想定し得る最大規模の降雨	多摩川流域の48時間総雨量588mm
2	東京都と八王子市が想定し得る最大規模の降雨	総雨量690mm、時間最大雨量153mm、

市域には、多くの河川や水路が存在し、河川等による洪水は河川整備が進むにつれ減少していますが、宅地化等の土地利用の変化により雨水の浸透機能が低下した結果、局地的な内水氾濫型の水害が発生するようになっています。

こうした水害の危険性については、国土交通省関東地方整備局が上表「1 国が想定し得る最大規模の降雨」があった場合、河川の氾濫による浸水を「多摩川・浅川・大栗川の洪水浸水想定区域」として平成28年(2016年)5月に公表しました。

東京都は、上表「2 東京都と八王子市が想定し得る最大規模の降雨」があった場合の東京都管理河川における内水による浸水予想区域図を令和2年(2020年)3月に公表しました。

また、本市は、国土交通省関東地方整備局が公表した浸水想定区域の範囲において、東京都と同一の降雨想定で発生する内水浸水予想を独自に調査して、令和3年(2021年)9月に内水浸水予想区域図として公表しました。

イ 土砂災害

市域における土砂災害発生危険性がある地域については、西部山地部と丘陵地における人工改変地が挙げられます。

平成12年(2000年)に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)が制定されました。土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に(著しい)危害が生じるおそれがある区域に「土砂災害(特別)警戒区域」の指定が開始され、本市では、令和4年(2022年)12月末現在、3,670か所(特別警戒区域3,198か所)が指定されています。

3 リスクシナリオの設定

想定した自然災害を踏まえて、8つの強靱化における推進目標に対する39のリスクシナリオを設定します。

強靱化における 推進目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
【目標1】 人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による市街地等の広域な浸水
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
【目標2】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
	2-2	孤立地域等の同時発生
	2-3	警察・消防・自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱、滞在期間の長期化
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	2-8	救助・救急活動等のためのエネルギー供給の長期途絶

3 リスクシナリオの設定

強靱化における 推進目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
【目標3】 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-3	信号機、街路灯の滅灯による交通事故や渋滞の多発
【目標4】 必要不可欠な情報通信機能・ 情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
【目標5】 経済活動を機能不全に陥らせ ない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産能力低下
	5-2	エネルギー供給停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5	金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	食料等の安定供給停滞

3 リスクシナリオの設定

強靱化における 推進目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
【目標6】 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等に長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の被害による被害の拡大

3 リスクシナリオの設定

強靱化における 推進目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
【目標8】 地域社会・経済が迅速に復 旧・復興できる条件を整備 する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通する技術者等）の不足、よりよい復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	文化財の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 脆弱性評価

基本法では、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこととされています。

本市では、39のリスクシナリオごとに、本市が実施している取組の進捗状況や課題等を基に脆弱性評価を行い、その結果を踏まえ、リスクシナリオの回避に向けた本市の防災・減災施策を整理します。

5 重要業績評価指標（KPI）の設定

施策の進行管理を客観的に行うため、強靱化における推進目標ごとに施策の進捗率や効果を把握するための重要業績評価指標(KPI)を設定します。本計画期間最終年度である令和12年度(2030年度)に向けての目標値を設定するとともに、毎年度実施する計画の進行管理の中で施策の達成度を定量的に評価し、進捗状況や分野別計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

本計画で設定する重要業績評価指標(KPI)は、「八王子未来デザイン2040」に定めた取組方針に関連付けた細施策の重要業績評価指標（KPI）との整合を図ります。

また、重要業績評価指標(KPI)を設定しない施策に関しても毎年行う進行管理の中で事業実績等を確認することで、進捗状況を把握していきます。

個別の評価結果及び重要業績評価指標(KPI)は、次頁のとおりです。

【強靱化における推進目標1】 人命の保護が最大限図られる			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	現状値の時点	目標値 (2030年度)
大規模盛土造成地525箇所（第一次スクリーニング結果）に対する安全対策の実施の有無を判定する調査の進捗率	- %	-	90%
特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率	93.3%	2021年度	100%
消防団員の団員充足率	74.2%	2021年度	100%
ドローンを活用した事業数	- 事業		前年度以上
下水道区域の雨水流出抑制目標対策割合	43.2%	2021年度	66%
複数の手法で防災情報を入手できる市民の割合	75.2%	2022年度	85%
災害に備えている市民の割合	食料の備蓄 44.4% 飲料水の備蓄 45.1% 避難場所共有 58.6% 安否確認共有 50.6%	2022年度	食料の備蓄 70% 飲料水の備蓄 70% 避難場所共有 70% 安否確認共有 70%
リスクシナリオ1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
耐震化の促進 【まちなみ整備部】	<p>○ 八王子市耐震改修促進計画（平成29年（2017年）4月策定）に基づき、建物の耐震化を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化率は、令和7年度（2025年度）までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消とする。 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率を令和7年度（2025年度）までに100%とする。 一般緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率を令和7年度（2025年度）までに90%とする。 防災上重要な市所有の公共建築物の耐震化を令和7年度（2025年度）までに、耐震化率100%となるよう早期に実施する。 耐震診断や耐震改修を実施する場合に、その費用の一部を助成するための制度を周知し、民間建築物の耐震診断と耐震改修を促進する。 		

<p>住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消 【都市計画部、拠点整備部、まちなみ整備部、道路交通部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ、建築物の不燃化、土地利用の誘導、その他多様な手法の活用により、「延焼火災に強い市街地整備」を総合的に推進する必要がある。 ○ 道路・河川・鉄道、公園等の有する延焼遮断機能を強化するための施策を総合的に推進する必要がある。 ○ 都市計画道路の整備により、延焼遮断などの防災機能の向上を図る必要がある。
<p>旭町・明神町地区周辺まちづくりの推進 【拠点整備部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都立多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）と連携し、旭町・明神町地区の一体的なまちづくりを進めている。このなかで、一時的な避難スペース等の防災機能を持った広場施設の整備を推進していく必要がある。
<p>八王子駅南口集いの拠点整備 【拠点整備部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ JR八王子駅南口に位置する、八王子医療刑務所跡地を活用し、防災機能を備えた公園、ミュージアム、ライブラリ、交流スペースが一体となった複合機能施設の整備を進めている。災害時、大規模な延焼火災等における避難場所等の強化のため、広域避難場所として指定するほか、八王子駅周辺に滞留した帰宅困難者の受入対策のため、一時滞在施設として活用ができるよう推進していく必要がある。
<p>オープンスペースの確保 【関係各部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の市街地化によるオープンスペースの減少を見込み、計画的に災害時に有効なオープンスペースの確保に務める必要がある。
<p>がけ・よう壁、道幅の狭い道路沿いのブロック塀等の安全対策 【まちなみ整備部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ がけ・よう壁、道幅の狭い道路沿いのブロック塀等は、地震時の倒壊により人的被害の原因となる可能性があるとともに、避難や救助活動の妨げとなることも考えられる。このため、市は、ブロック塀等の所有者に対し、定期点検の実施、改修、その他安全化措置の必要性についてPRに努め、対策実施を促進していく必要がある。
<p>リスクシナリオ1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p>	
<p>エレベーターの閉じ込め防止対策 【施設所管部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市有施設のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進める必要がある。特に、避難者や要配慮者を収容する施設、多数の人が利用する市大規模集客施設等を優先する。その他、東京都の対策に準じてエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進する必要がある。

公立社会福祉施設等の耐震化 【福祉部、健康医療部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者が多数利用する公立社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断・耐震補強工事を計画的に行う必要がある。 ○ 民間福祉施設についても、同様の措置を講ずるよう要請していく必要がある。
防火水槽の設置促進 【生活安全部、まちなみ整備部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発行為を行う事業者に対して、八王子市宅地開発指導要綱、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき、必要に応じて防火水槽の設置を行うよう指導する必要がある。
消防団体制の充実 【生活安全部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団体制の充実を図るため、消防団器具置場の公有地化・耐震化や消防ポンプ車、消防用資器材、救助用資器材等の配備を進めるとともに、団員の確保、資質の向上が必要である。
リスクシナリオ1-3 異常気象等による市街地等の広域な浸水	
水路と公共下水道（雨水）の整備 【水循環部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が管理する小河川や水路、公共下水道（雨水）などについては、内水によって浸水被害の予測される地区などを確認・検証し、優先度を設定しながら、全市的な雨水対策の計画に基づき整備を進める必要がある。
河川整備の推進 【水循環部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、多摩川水系河川整備計画で、最大規模の洪水を安全に流すことを目標として河川整備を進めており、東京都は1時間当たり50mmの降雨に対応できるように整備を進めている。市は、洪水による災害を防止するため、国や東京都に対し河川などの整備を推進するよう要請していく必要がある。
雨水流出抑制施策の推進 【まちなみ整備部、水循環部、施設所管部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水被害の軽減を図るため「雨水が流出しにくいまちづくり」を目的とした雨水流出抑制施策を推進する。開発行為や集合住宅の建築等において、建物や施設の雨水流出抑制策を指導するとともに、公共施設や道路においても浸透・貯留施設による流出抑制施策を実施していく必要がある。
緑地の保全（森や林の流木対策）や砂防事業の推進 【産業振興部、水循環部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の上流部においては、流木が水路などに詰まり流水があふれ出して、浸水被害の原因となる。そこで、市は、森や林の手入れの推進や市街化調整区域の開発抑制に取り組み、流木の発生を防止するとともに水源涵養機能の保全を図っていく。 ○ 土石流危険渓流における砂防事業の推進について、東京都に要請していく必要がある。

ハザードマップ等の普及 【生活安全部】	○ 国及び東京都が指定する洪水浸水想定（予想）区域、東京都及び市が指定する雨水出水浸水予想区域をもとにハザードマップ等を作成し、市民への周知を行う必要がある。
地下空間、要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災対策の強化 【生活安全部、関係各部】	○ 浸水想定区域内に地下空間を有する施設、要配慮者利用施設及び大規模工場等が作成する避難確保計画、浸水防止計画、訓練の実施等に関する支援を行う必要がある。
下水道施設の安全化 【水循環部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ スtockマネジメント計画を定め、耐震性を有する管渠の更新対策や効率的な維持管理を進める必要がある。 ○ 緊急輸送道路等下の管路や避難場所となる災害拠点につながる管路については、重要な管路として位置づけ、耐震対策を実施しており、今後は計画的な維持管理を進める必要がある。 ○ 近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄蓋等に交換し安全対策を進める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の耐震化 ・ 下水道施設の維持管理 ・ 下水道施設の安全対策 ・ 停電時などの非常時における非常用電源の確保
リスクシナリオ1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	
避難所及び要配慮者関連施設の土砂災害対策 【生活安全部、まちなみ整備部】	○ 土砂災害により被害が想定される避難所及び要配慮者関連施設については、代替施設の確保や警戒避難体制の整備等のソフト対策とあわせ、必要に応じて土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策のハード対策の促進について東京都へ要請していく必要がある。
造成地データベース（台帳）の作成 【まちなみ整備部】	○ 東京都と連携し、造成地の位置図、開発行為が行われた年次、設計基準等を、造成地データベース（台帳）にまとめ、これにより予防、応急対策等の基礎資料としての活用を図る必要がある。

山地災害危険地区の安全化 【産業振興部】	○ 東京都は、森林法等に基づき、治山事業を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地の周知を図り、警戒避難体制の確立等、災害の軽減・防止に努めている。市は、東京都と連携してこれら被害軽減策を推進するとともに、治山工事の促進について東京都へ要請していく必要がある。
土石流危険渓流の安全化 【水循環部】	○ 東京都が実施した調査により、特に危険性が高く、あるいは人家や公的施設の多いものから、順次、砂防指定地に指定し、対策工事を実施している。市は、これら危険区域の把握に努めるとともに、東京都に対策工事を要請する必要がある。
要配慮者利用施設の 防災対策の強化 【生活安全部、関係各部】	○ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設が作成する避難確保計画、浸水防止計画、訓練の実施等に関する支援を行う必要がある。
リスクシナリオ1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
情報処理の環境整備 【生活安全部、関係各部】	○ 限られた情報・材料を基にして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることができるよう、情報の集約・整理や処理方法等について、全庁的共通ルールの構築を図る必要がある。
ドローン等を活用するための 体制整備【都市戦略部、 生活安全部、道路交通部】	○ ドローン等を活用し、災害情報の収集や訓練等を通して、体制整備を図っていく必要がある。また、ドローンの活用に関する市職員の人材育成も行っていく必要がある。
八王子市防災行政無線の 点検・拡充 【生活安全部】	○ 防災行政無線の聴取状況調査等により、難聴区域の確認を行うとともに、屋外・屋内受信機設置による一斉無線放送システムとしての防災行政無線の点検・拡充を進める必要がある。
広報用資器材の整備・運用 【都市戦略部、生活安全 部】	○ 拡声器付車両などの広報活動用資器材の増強を図るとともに、広報活動用資器材を活用した災害時広報体制の整備及び市民・事業所・団体等所有の広報活動用器材の運用についての体制整備を図る必要がある。

<p>要配慮者や外国人への 広報要員の確保 【総合経営部、市民活動推 進部、総務部、福祉部】</p>	<p>○ 職員への資格取得奨励、ボランティア団体等との連携等により、要配慮者や外国人に対して点字・手話・多言語など広報活動に必要な技術をもつ要員の確保を図る必要がある。</p>
<p>非常時における広報機能の 整備 【都市戦略部、生活安全部】</p>	<p>○ 災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムに提供する手段として、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、モバイルアプリ、コミュニティFM、ケーブルテレビなどを活用するとともに、その他の手段について調査研究を行う必要がある。</p>
<p>災害臨時広報紙の発行に 関する民間との協力体制の 確立 【都市戦略部】</p>	<p>○ 災害臨時広報紙を迅速に発行できるよう、編集から印刷までの各分野にわたり、必要な業者・団体等との協力体制の確立を進める必要がある。</p>
<p>市民の防災意識の向上 【生活安全部】</p>	<p>○ 地震や風水害といった災害は、いつ、どこで発生するわからないため、日頃から避難先や危険箇所の周知、避難判断の目安や避難方法、市の発令する避難指示等について、ホームページ、防災情報メール、出前講座等、様々な手段や機会を捉えて、市民へ周知することで、市民自らの判断により自主的に避難することができるよう啓発を行う必要がある。</p>

【強靱化における推進目標2】			
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	現状値の時点	目標値 (2030年度)
地区防災計画を策定している組織・団体などがある中学校区の割合	7.9%	2021年度	50%
消防団員の団員充足率	74.2%	2021年度	100%
災害に備えている市民の割合	食料の備蓄 44.4% 飲料水の備蓄 45.1% 避難場所共有 58.6% 安否確認共有 50.6%	2022年度	食料の備蓄 70% 飲料水の備蓄 70% 避難場所共有 70% 安否確認共有 70%
リスクシナリオ2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止			
緊急活動用道路の 指定・整備 【都市計画部、拠点整備 部、まちなみ整備部、道路 交通部】	○ 東京都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。市は、東京都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。		
地域内輸送拠点の 指定・整備 【生活安全部、産業振興 部、都市計画部、拠点整備 部、施設所管部】	○ 市外からの広域的な救援物資の受入、保管、仕分、配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における地域内輸送拠点を指定している。今後は、地域内輸送拠点として必要な環境整備を図っていく必要がある。 ○ 首都圏三環状道路の一つである首都圏中央連絡自動車道は、災害時の救援、支援活動や、復興支援をさせる交通、物流ネットワークなどを強化する重要な道路であり、圏央道八王子西インターチェンジ周辺において、地域内輸送拠点としての整備を推進する必要がある。		

<p>必要な資器材・物資等の備蓄 【生活安全部、関係各部】</p>	<p>○ 小・中学校及び市民センター等を、災害時における市民への救援救護対策活動の拠点として整備し、防災倉庫の設置、初期救援対策及び避難所運営のために必要な資器材・物資等の備蓄を行っている。今後は新たな複合災害に備えて備蓄を進める必要がある。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分散備蓄等により東京都と連携して、発災後3日分の物資の確保に努める。 ・ 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど避難所の環境を十分に考慮する。 ・ 食糧の備蓄については、可能な限り栄養面やアレルギーへの配慮を行う。 ・ 新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症の避難所内における集団感染を防ぐために必要な物資を確保する。 ・ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、市は、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資（お粥や液体ミルクなど）の確保に留意する。
<p>各家庭・事業所における備蓄の推進 【生活安全部、健康医療部】</p>	<p>○ 水、食料、簡易トイレ、その他生活必需品等について、最低3日分、できれば1週間分程度を各家庭・事業所において備蓄するよう啓発を図る必要がある。</p> <p>○ 動物飼養者に対して、ペットフード、ケージ等を備蓄するよう啓発を図る必要がある。</p> <p>○ 災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う必要がある。</p>
<p>自主防災組織等における備蓄の推進 【生活安全部】</p>	<p>○ 地域における水や食料等の備蓄について、助成事業などの活用を推進し、地域ぐるみでの備蓄体制の強化を図る必要がある。</p>
<p>民間事業者からの物資の調達・供給 【産業振興部】</p>	<p>○ 災害時における生鮮食品その他の食料供給等物資の調達に関し、市内大規模小売店舗等との協力協定の締結の推進を図るほか、非常時の調達・供給方法等について、実施マニュアルを作成する必要がある。</p>

リスクシナリオ2-2 孤立地域等の同時発生	
孤立可能性地区の実態把握及び情報の収集・伝達体制の整備 【生活安全部、関係各部】	○ 地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努めるとともに、孤立した場合においても、情報の収集・伝達体制が確保されるよう、防災行政無線の非常用電源確保、衛星携帯電話の配備又は調達体制の確保、その他情報通信手段の確保を行う必要がある。
避難所の確保 【生活安全部、関係各部】	○ 孤立が想定される地区に避難所を確保し、避難所の耐震化、不燃化等を推進する必要がある。
救命・救助活動体制の整備 【生活安全部、関係各部】	○ 孤立が想定される地区に備蓄庫の整備及び救命・救助活動に要する資器材の充実を図るとともに、東京都と連携し、医療スタッフの派遣など医療救護要請時におけるバックアップ体制の整備を進める必要がある。
飲料水・食料等の確保 【生活安全部、関係各部】	○ 孤立が想定される地区に備蓄庫の整備及び飲料水・食料等備蓄を進めるとともに、市民・事業所等に対し、1週間分程度のローリングストック備蓄を奨励する必要がある。
ヘリコプター緊急離着陸場等の確保【生活安全部、都市計画部】	○ 孤立が想定される地区ごとにヘリコプター活用のための離着陸地点、ホイスド地点を事前選定し、東京都をはじめとする関係機関との情報共有に努める必要がある。
孤立可能性地区内の市民への普及啓発 【生活安全部】	○ 孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄の推進を啓発する。また、孤立可能性地区の自主防災組織、町会・自治会、事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信する必要があることから、自主防災組織等による防災訓練等の実施を促す必要がある。
林野火災の防止対策 【生活安全部、産業振興部】	○ 消防署及び関係団体と密接に連携し、林野火災の防止に対する予防広報、消防活動訓練の実施に努める必要がある。
リスクシナリオ2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
受援体制の整備 【生活安全部、関係各部】	○ 広域かつ著しく大規模な震災の発生時において、協定等による他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受け取ることができるよう、令和2年（2020年）1月に策定した「八王子市災害時受援応援計画」に基づいた体制の整備を図る必要がある。

<p>消防団の救出救護活動 能力の向上 【生活安全部】</p>	<p>○ 消防団は、消防署、市、自主防災組織や地域住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である。消防団の応急救護資器材（担架・救急カバン等）の増強・充実を図り、応急手当指導員及び応急手当普及員を養成するとともに、訓練の充実、資器材確保、器具置場の耐震化、団員の確保を行う必要がある。</p>
<p>市民の自主救出活動 能力の向上 【生活安全部】</p>	<p>○ 消防、警察等の防災機関と連携し、防災訓練等を通じて、救出救助技術の市民への普及啓発を図っていく必要がある。</p> <p>○ 災害時における多数の救急事象に対応するため、消防署及び消防団、災害時支援ボランティア等と連携して、市民への応急救護知識及び技術の普及啓発を推進するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を図る必要がある。</p> <p>○ 災害時に1人でも多くの人命を救うためには、消防、警察等防災機関や市による救助を待つまでの間も、自主防災組織等を中心とした地域住民の自主的な救出救助、救護活動が行われることが不可欠である。このため、市は、自主防災組織に対し、救助資器材や防災用資器材の助成を行っており、必要に応じて助成品目の見直しを行っていく。</p> <p>○ 自主防災組織等を対象とした研修会等を開催し、地域住民による救出救助、救護能力の向上を図っていく必要がある。</p>
<p>民間団体・事業所等との応援協力体制の強化 【関係各部】</p>	<p>○ 災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要又は有効な協定未締結事項を洗い出し、関係団体、事業所等に協定締結についての働きかけを行い、応援協力体制の拡充を図っていく必要がある。</p>
<p>リスクシナリオ2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱、滞在期間の長期化</p>	
<p>一時滞在施設の確保 【生活安全部、関係各部】</p>	<p>○ 帰宅困難者が帰宅可能になるまで受入れる施設として駅周辺の市施設や協定を締結した民間施設等を一時滞在施設として指定している。今後も駅周辺の公共施設や、民間事業者等への働きかけにより一時滞在施設の確保に努める必要がある。</p>
<p>八王子駅周辺滞留者対策推進協議会との連携強化 【生活安全部、関係各部】</p>	<p>○ 大規模災害が発生した場合に八王子駅周辺で予想される多数の滞留者について、その混乱防止を図るため、駅周辺事業者、鉄道事業者、警察署及び消防署等を構成員として「八王子駅周辺滞留者対策推進協議会」を設置している。八王子駅周辺地区等、不特定多数の人が集まる地域や災害が夜間に発生した場合の避難誘導を混乱無く行うため、本協議会と連携し、交通安全協会、自主防災組織等との協力体制確立を図り、その連携の強化に努める必要がある。</p>

情報拠点の設置 【生活安全部、市民部】	○ 市及び八王子駅周辺滞留者対策推進協議会は、災害関連情報等の提供を行うため、駅周辺滞留者に交通情報・一時滞在施設の開設情報等を提供する情報拠点（八王子駅南口総合事務所内及びクリエイトホール消費生活センター内）の設置を円滑に行えるように、初動に必要な資器材等を配備するなど、運営体制の整備を図る必要がある。
リスクシナリオ2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会との連携強化 【健康医療部】	○ 防災訓練等の機会を通じて、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る必要がある。
医療チーム派遣要請体制の整備 【健康医療部】	○ 大規模災害時に迅速かつ円滑に救命処置等を実施するため、地域災害医療コーディネーターを通して医療チームを派遣要請する体制を整備する必要がある。
医療救護活動拠点及び災害薬事センターの整備 【健康医療部】	○ 他自治体等からの医療救護班等の活動拠点である、医療救護活動拠点及び、医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを大横保健福祉センターに設置し、その運営方法等について、あらかじめ関係機関と協議し、体制の整備を図る必要がある。
緊急活動用道路の指定・整備（再掲） 【都市計画部、拠点整備部、まちなみ整備部、道路交通部】	○ 東京都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。市は、東京都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。
災害時におけるエネルギーの確保 【施設所管部】	○ 災害時におけるエネルギーの確保について電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、コージェネレーションシステム等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実を図る必要がある。

燃料事業者等との 災害時協力体制の確立 【契約資産部】	○ 災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都 LP ガス協会八王子支部と協定を締結している。今後、更なる災害対応力の強化を図るため、災害時における市の燃料の調達に関し、市内燃料事業者等との協力協定の締結の推進に努める必要がある。
八王子市中心部の 災害医療体制の充実 【健康医療部】	○ 災害拠点病院の新規指定を東京都に働きかけ、八王子市中心部の災害医療体制の充実を推進していく必要がある。
リスクシナリオ2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
大規模災害時における 作業実施計画の作成 【健康医療部、環境部、水循環部】	○ 大規模災害時には、感染症患者の発生等を予防するため、東京都と連携して、必要に応じた、防疫活動を行う必要がある。また、災害の種類及び状況によっては、有毒ガスや汚染水の流出等が発生する可能性もある。このため、災害時に発生する可能性があるこれらの事象について調査し、災害時に関する作業実施計画を作成していく必要がある。
関係機関・民間業者等との 協力体制の整備 【健康医療部、環境部】	○ 大規模災害時の広範囲にわたる防疫・衛生活動及び環境保全対策を迅速かつ効果的に実施するため、関係機関・民間関連業者・団体等に対し、災害時において人員、資器材等の確保等に関する応援・協力が得られるよう、必要に応じて協力協定を締結し、対策実施体制の整備を図る必要がある。
防疫・衛生及び環境保全関係 資器材の確保 【健康医療部、環境部】	○ 災害時における防疫、衛生活動及び環境保全対策のための薬剤、装置、器材等の備蓄に努める必要がある。 ○ 市有の器材、備蓄では対応しきれない場合を想定し、東京都、他市町村及び民間業者からの調達による確保体制を構築する必要がある。
リスクシナリオ2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
仮設トイレ等の備蓄・整備 【生活安全部、水循環部、 学校教育部】	○ 大規模地震発生時の上下水道の破断等により、水洗トイレ等が使用できない場合に対応するため、災害時のトイレ対策に関する総合的な計画の策定を進め、仮設トイレ、要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）や、より取扱いが簡単な、簡易トイレ、携帯用トイレ等の備蓄を行うとともに、避難所や災害拠点などで学校のプールの水等を利用するマンホールトイレの整備及び確保を計画的に行い、女性用トイレについては、可能な範囲で多く設置するように努め、災害時のトイレ対策に万全を期していく必要がある。

<p>要配慮者用福祉避難所の確保【生活安全部、福祉部】</p>	<p>○ 東京都をはじめ関係機関と連携し、要配慮者の中で支援が必要と判断される方用の福祉避難所として、市内の福祉施設、老人保健施設、療養病床等及び他市町村所在の同様施設を確保するよう、必要な体制の整備を図る必要がある。</p>
<p>避難生活の長期化への備え【健康医療部、避難所主管部】</p>	<p>○ 避難生活の長期化に備え、避難所生活環境を良好に保つため次のような対策を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールの確立 ・ 冷暖房器具、洗濯機等の家電の確保 ・ ごみ箱等の設置、仮設トイレの設置場所への配慮、入浴施設の確保等による良好な衛生状態の確保 ・ 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等 ・ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難者の旅館やホテル等への移動の検討等 ・ 保健師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し避難所等（避難所・野外テント・車中泊・自宅等）に派遣することで、被災者の健康保持を推進する。また、必要に応じて、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師等による巡回診療を行う。保健活動班は、医療救護班や巡回精神相談チーム、食品衛生指導班、環境衛生指導班、防疫班等との連携を図る。また、市の編成で不足するときは、東京都へ保健活動班の派遣を要請する。
<p>避難所における避難環境の整備【生活安全部、避難所主管部】</p>	<p>○ 避難所では、老若男女、思想・信条、健常であるなしを問わず、様々な被災者が一時的に生活をともにすることとなる。円滑な避難所運営には避難者相互の理解と協力が不可欠ではあるが、被災者の性別も踏まえ、プライバシー保護や出入口その他の段差の解消、救護スペースの確保など要配慮者への配慮等を図る必要がある。市は、こうした状況を踏まえ、設備等の改修が必要なものについて、避難所開設予定施設の整備・改修にあわせて設置を図っていく必要がある。</p>
<p>遺体収容等に関する事前準備【市民部】</p>	<p>○ 大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合に備え、各関係防災機関等と連携して、遺体の収容、火葬・埋葬等一連の遺体取扱いについて計画を作成する必要がある。</p>

<p>下水道施設の安全化（再掲） 【水循環部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スtockマネジメント計画を定め、耐震性を有する管渠の更新対策や効率的な維持管理を進める必要がある。 ○ 緊急輸送道路等下の管路や避難場所となる災害拠点につながる管路については、重要な管路として位置づけ、耐震対策を実施しており、今後は計画的な維持管理を進める必要がある。 ○ 近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の耐震化 ・ 下水道施設の維持管理 ・ 下水道施設の安全対策 ・ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保
<p>リスクシナリオ2-8 救助・救急活動等のためのエネルギー供給の長期途絶</p>	
<p>燃料事業者等との災害時協力体制の確立（再掲） 【契約資産部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都LPガス協会八王子支部と協定を締結している。今後、更なる災害対応力の強化を図るため、災害時における市の燃料の調達に関し、市内燃料事業者等との協力協定の締結の推進に努める必要がある。
<p>災害発生時に備えた燃料や電源管理などの普及啓発 【生活安全部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料やバッテリー残量を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う必要がある。

【強靱化における推進目標3】 必要不可欠な行政機能を確保する				
重要業績評価指標（KPI）		現状値	現状値の時点	目標値 (2030年度)
複数の手法で防災情報を入手できる市民の割合		75.2%	2022年度	85%
リスクシナリオ3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱				
巡回パトロールの実施 【生活安全部】	○ 警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う必要がある。			
防犯協会等との連携 【生活安全部、関係各部】	○ 災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する必要がある。市の関係各部は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。			
リスクシナリオ3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下				
受援体制の整備（再掲） 【生活安全部、関係各部】	○ 広域かつ著しく大規模な震災の発生時において、協定等による他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、令和2年（2020年）1月に策定した「八王子市災害時受援応援計画」に基づいた体制の整備を図る必要がある。			
市役所本庁舎、各事務所等におけるバックアップ設備等の整備 【契約資産部、生活安全部、市民部、関係各部】	○ 市役所本庁舎、各事務所等において、災害によりライフラインが停止した場合でも、FAX・コピー機等、必要最小限の機器が使用でき、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備、対策等について整備強化を図る必要がある。			
市施設の新增改築等における防災機能の整備 【施設所管部】	○ 新增改築・大規模改修に際しては、災害時における施設の役割等を踏まえ、災害時にも利用できるマンホールトイレ・防災倉庫の設置などを行う必要がある。			

<p>市施設の新增改築等における防災機能の整備 【施設所管部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時におけるエネルギーの確保についても電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、コージェネレーションシステム等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実を図る必要がある。 ○ 新增改築等をする際は、その施設が大規模災害時にも活用できる施設とする必要がある。 ○ 地域の地理的要因及び過去の災害状況を踏まえ、大規模災害時には自主避難所としての活用を図る必要がある。
<p>行政情報システムの予防対策 【デジタル推進室、契約資産部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害によるシステムの被害を最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行うため、システム用電源の確保、バックアップデータの分散保管、非常時のネットワーク通信の確保等の整備を図る必要がある。
<p>災害対策本部代替施設の検討 【生活安全部、施設所管部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の新增改築・大規模改修に際しては、災害対策本部の新たな移設先としての活用を検討する必要がある。
<p>業務継続体制の充実 【総合経営部、生活安全部、関係各部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都政の事業継続計画（BCP）を踏まえ、市政に関する業務継続計画（BCP）を策定しており、今後必要に応じて改定を行う必要がある。 ○ 実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める必要がある。
<p>リスクシナリオ3-3 信号機、街路灯の滅灯による交通事故や渋滞の多発</p>	
<p>警察その他関係機関との連携の強化 【都市計画部、まちなみ整備部、道路交通部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時における緊急輸送環境を整備するため、指定路線表示板の設置、臨時交通規制用資器材の整備・調達協力、う回路設定計画等について、警察その他関係機関と協議を行い、災害時の連携強化を図る必要がある。
<p>交通規制の実施 【都市計画部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察と連携し、被害の状況、復旧状況に応じた適切な交通規制の支援、実施に努める必要がある。 <p>【交通規制に関する留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な玄関口となる中央自動車道八王子インターチェンジ周辺に、交通・輸送の拠点施設を確保する。 ・ 道路通行の負荷を軽減するため、路上障害物の仮置場、車両一時待避スペース等の確保に努める。

【強靱化における推進目標4】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する			
重要業績評価指標（KPI）	現状値	現状値の時点	目標値 （2030年度）
複数の手法で防災情報を入手できる市民の割合	75.2%	2022年度	85%
災害に備えている市民の割合	食料の備蓄 44.4% 飲料水の備蓄 45.1% 避難場所共有 58.6% 安否確認共有 50.6%	2022年度	食料の備蓄 70% 飲料水の備蓄 70% 避難場所共有 70% 安否確認共有 70%
リスクシナリオ4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			
防災行政無線の整備 【生活安全部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時等に、市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要である。このため、市役所本庁舎に設置される親局から、市内の各地域に設置している子局のスピーカーを通じて、一斉同報放送を行うための防災行政無線システムを整備している。今後も市のすべての地域において、良好な聴取が可能となるよう、既設機器の適正な維持管理に努めるとともに、屋外及び屋内受信機の配置を計画的に進める必要がある。 ○ 各個人宅向け防災ラジオの導入など新たな情報伝達手段についても研究していく必要がある。 		
特設公衆電話の設置 【生活安全部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大地震等の大規模災害が発生した際には、携帯基地局の電源枯渇による不通地域の拡大や、輻輳により音声通話が困難になることから、避難所が開設された際に、避難者の通信を確保することを目的として、全避難所及び一時滞在施設へ災害時優先電話となる特設公衆電話の設置に向けた取組を行う必要がある。 		
デジタル技術の調査研究 【デジタル推進室、生活安全部、関係各部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に発生する膨大な情報を適切に管理し、市民に的確な情報を迅速に提供するためには、高速なワイヤレスブロードバンド（無線通信サービス）、クラウドコンピューティング技術及びSNSといった様々な情報通信技術（ICT）を活用していくことが有効である。また、AI及びIoT等の技術を活用することで、災害対策をより効果的・効率的に実施できる可能性がある。これらを踏まえて、今後も災害対策に関するデジタル技術の動向に注目し、調査研究を推進していく必要がある。 		

<p>停電対策 【契約資産部、施設所管部】</p>	<p>○ 停電時の電源を確保するため、非常用発電機設備等を整備し、常に最良の状態を維持するため保守、点検整備を行う必要がある。</p>
<p>リスクシナリオ4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>	
<p>通信・連絡手段の 多ルート化【契約資産部、 生活安全部、施設所管部】</p>	<p>○ 地域防災無線の整備、防災行政無線の整備、災害時有線電話の指定の拡充、衛星携帯電話等の配備、特設公衆電話の設置等を行う必要がある。</p>
<p>停電対策（再掲） 【契約資産部、施設所管部】</p>	<p>○ 停電時の電源を確保するため、非常用発電機設備等を整備し、常に最良の状態を維持するため保守、点検整備を行う必要がある。</p>
<p>民間団体・事業所・大学等 との応援協力体制の強化 【市民活動推進部、生活安全部、関係各部】</p>	<p>○ 災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要又は有効な協定未締結事項を洗い出し、関係団体・事業所・大学等に協定締結についての働きかけを行い、応援協力体制の拡充を図っていく必要がある。</p>
<p>避難行動要支援者の 避難支援体制の強化 【市民活動推進部、生活安全部、福祉部】</p>	<p>○ 内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年（2021年）5月改定）に基づき、福祉関係団体等の協力を得ながら避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を進め、避難行動要支援者の把握や救助体制の強化など避難行動要支援者の安全確保に関する体制の整備を図っていく必要がある。</p> <p>○ 平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図っていく必要がある。</p>
<p>地域住民による自主防災体制の強化 【市民活動推進部、生活安全部】</p>	<p>○ 災害による被害を軽減するには、自主防災組織や町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民が救出・救助、初期消火及び避難所運営支援などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織は地域における防災活動の中核を担う存在であり、このため、救出・救助等、防災活動のための資器材助成や研修会等を通じて、自主防災組織の結成促進及び活性化を図る必要がある。</p>

【強靱化における推進目標5】 経済活動を機能不全に陥らせない			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	現状値の時点	目標値 (2030年度)
特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率	93.3%	2021年度	100%
消防団員の団員充足率	74.2%	2021年度	100%
複数の手法で防災情報を入手できる市民の割合	75.2%	2022年度	85%
リスクシナリオ5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下			
中小事業者の事業継続計画 (BCP) の策定支援 【産業振興部】	○ 地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、東京都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画 (BCP) 策定を支援する必要がある。		
緊急活動用道路の指定・整備 (再掲) 【都市計画部、拠点整備部、まちなみ整備部、道路交通部】	○ 東京都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。市は、都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。		
道路の整備 【都市計画部、拠点整備部、道路交通部】	○ 現在、事業化を予定している都市計画道路をはじめ、八3・3・74号線 (北西部幹線) や八3・4・54号線、八3・4・61号線など、緊急度の高い路線の早期完成に努める必要がある。 ○ 地域住民の円滑な避難を確保するため、災害時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、狭い道路の拡幅整備や舗装の打替えなど避難路となる生活道路の整備を行ってきており、今後も引き続き整備に努める必要がある。		

リスクシナリオ5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
再生可能エネルギーの 利活用促進 【環境部、施設所管部】	○ 再生可能エネルギーは、災害時にも発電等が可能なことから、市内の公共施設等において、太陽光発電や蓄電池等を用いた自立・分散型による災害時の活用方法の実現に向けた検討を進めていく必要がある。
水道施設の安全化 【水循環部】	○ 東京都は、水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化することとなっている。 ・ 水道施設の耐震化の着実な推進 ・ 耐震継手管への取替えの大幅な前倒しの実施 ・ バックアップ機能の更なる強化 ・ 自家発電設備の設置・増強による電力の自立化 市は、避難所の敷地内給水管の耐震化を考慮するとともに、より強固な連携・協力体制を築くために東京都が設置した多摩水道連絡会などを通じ、「災害に強い水道施設の早期整備」を東京都に要望していく必要がある。
リスクシナリオ5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
中小事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援（再掲）【産業振興部】	○ 地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、東京都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する必要がある。
事業所等が行う訓練への支援【生活安全部】	○ 要請により、事業所等が実施する防災訓練に対し、訓練の指導・助言及び参加を行う必要がある。 ○ 市有の起震車を派遣するほか、訓練用のスタンドパイプや防災に関する資料等の提供など、必要な指導・支援を行う。
初期消火資器材等の普及【生活安全部】	○ 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進を図るとともに、感震ブレーカーなどの設置を促進する必要がある。 ○ 家庭や事業所等における初期消火を確実にを行うため、消火器等初期消火資器材の普及を図る必要がある。
リスクシナリオ5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止	
道路の整備（再掲） 【都市計画部、拠点整備部、道路交通部】	○ 現在、事業化を予定している都市計画道路をはじめ、八3・3・74号線（北西部幹線）や八3・4・54号線、八3・4・61号線など、緊急度の高い路線の早期完成に努める必要がある。 ○ 地域住民の円滑な避難を確保するため、災害時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、狭あいな道路の拡幅整備や舗装の打替えなど避難路となる生活道路の整備を行ってきており、今後も引き続き整備に努める必要がある。

橋りょうの架替え・新設・維持補修【都市計画部、道路交通部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 橋りょうの架替えや補強・維持補修については、耐震性など防災面も考慮し、整備を行っているところであり、今後も引き続き計画的な整備に努める必要がある。 ○ 幹線道路の整備に伴う橋りょうの新設等についても国・東京都など関係機関へ要請していく必要がある。
民間団体等との連携の強化【生活安全部、道路交通部】	○ 災害時における緊急輸送道路を確保するため、緊急車両等の通行の障害となっている車両等の除去業務や災害時の資器材の提供、障害物除去作業に対する労務提供などに関し、民間団体と協定を締結しており、総合防災訓練等の実施や、具体的な活動や連絡体制等について協議を行い、災害時の連携・応援体制の強化を図る必要がある。
事業所における備蓄の推進【生活安全部】	○ 水、食糧、簡易トイレ、その他生活必需品について、最低3日分、出来れば1週間分程度を各事業所において備蓄するよう啓発を図る必要がある。
リスクシナリオ5-5 金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態	
市内金融機関の情報収集【会計部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な震災が発生した場合、市内金融機関（指定金融機関及び収納代理金融機関）の被害状況及び被災者に対する臨時措置（定期預金の中途解約、通帳紛失に対する対応等）の実施状況等を調査するとともに、極力平常どおり営業を行うよう要請し、収集した営業に関する情報については、市民へ広報する必要がある。 ○ 市の財務会計システムが停止し、回復に時間がかかる事態に備え、災害時の事務処理要領を定めており、災害時にはこの要領に基づき、事務取扱いに支障を及ぼさないよう処理する必要がある。
リスクシナリオ5-6 食料等の安定供給の停滞	
食料等の供給【生活安全部、産業振興部】	○ 食料、生活物資については、発災直後は備蓄品の提供や協定締結団体等からの調達でまかなうとともに、状況に応じて市外部からの調達・救援物資を、地域内輸送拠点等において仕分けて、効率的に被災者へ供給する。その後は、時間の経過とともに、炊き出しや業者委託等により安定的な供給に努める必要がある。
給水用資器材の整備・強化【生活安全部、水循環部】	○ 災害時の応急給水活動が円滑に行えるよう、給水車を配備している。また、消防団の水槽付消防ポンプ車を活用した給水活動（生活用水）を実施する体制を構築するとともに、ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資器材の計画的な整備強化に努める必要がある。

<p>備蓄の啓発 【生活安全部、健康医療部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水、食料、簡易トイレ、その他生活必需品等について、最低3日分、出来れば1週間分程度を各家庭・事業所において備蓄するよう啓発を図る。 ○ 動物飼養者に対して、ペットフード、ケージ等を備蓄するよう啓発を図る必要がある。
<p>緊急活動用道路の指定・整備（再掲） 【都市計画部、拠点整備部、まちなみ整備部、道路交通部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。市は、東京都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。
<p>地域内輸送拠点の指定・整備（再掲） 【生活安全部、産業振興部、都市計画部、拠点整備部、施設所管部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市外からの広域的な救援物資の受入、保管、仕分、配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における地域内輸送拠点を指定している。今後は、地域内輸送拠点として必要な環境整備を図っていく必要がある。 ○ 首都圏三環状道路の一つである首都圏中央連絡自動車道は、災害時の救援、支援活動や、復興支援をさせる交通、物流ネットワークなどを強化する重要な道路であり、圏央道八王子西インターチェンジ周辺において、地域内輸送拠点としての整備を推進する必要がある。
<p>中小事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援（再掲） 【産業振興部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、東京都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する必要がある。

【強靱化における推進目標6】			
生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	現状値の時点	目標値 (2030年度)
地区防災計画を策定している組織・団体などがある中学校区の割合	7.9%	2021年度	50%
特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率	93.3%	2021年度	100%
複数の手法で防災情報を入手できる市民の割合	75.2%	2022年度	85%
リスクシナリオ6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止			
災害時におけるエネルギーの確保（再掲） 【施設所管部】	○ 災害時におけるエネルギーの確保について電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、コージェネレーションシステム等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実を図る必要がある。		
燃料事業者等との災害時協力体制の確立（再掲） 【契約資産部】	○ 災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都LPガス協会八王子支部と協定を締結している。今後、更なる災害対応力の強化を図るため、災害時における市の燃料の調達に関し、市内燃料事業者等との協力協定の締結の推進に努める必要がある。		
停電対策（再掲） 【契約資産部、施設所管部】	○ 停電時の電源を確保するため、非常用発電機設備等を整備し、常に最良の状態を維持するため保守、点検整備に努める必要がある。		
リスクシナリオ6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止			
給水用資器材の整備・強化（再掲） 【生活安全部、水循環部】	○ 災害時の応急給水活動が円滑に行えるよう、給水車を配備している。また、消防団の水槽付消防ポンプ車を活用した給水活動（生活用水）を実施する体制を構築するとともに、ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資器材の計画的な整備強化に努める必要がある。		

<p>小中学校のプールの活用 【生活安全部】</p>	<p>○ 災害時にプールの水を災害時給水ステーション（給水拠点）からの給水を補完する生活用水として活用するため、避難所となる市立の各小中学校にろ水機等を配備している。水は、生活に必要不可欠なものであるため、災害時にろ水機等が確実に使えるよう、引き続き計画的な整備・点検を行い、使用方法等の周知を図る必要がある。</p>
<p>リスクシナリオ6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>	
<p>下水道BCP （事業継続計画）の推進 【水循環部】</p>	<p>○ 大規模地震等により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレの機能不全や、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生や雨水排除機能の喪失による浸水被害の発生など、市民の生命・財産に係わる重大な事態が生じるおそれがあることから、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することができるよう「下水道BCP」を推進する必要がある。</p>
<p>し尿収集資器材等の確保 及び体制整備 【水循環部】</p>	<p>○ 災害発生時においても迅速かつ的確にし尿収集・運搬ができるよう、保有しているバキュームカー等資器材や人員の維持・確保を図り、災害時における収集・運搬体制の整備に努める必要がある。</p>
<p>し尿等処理施設整備 【水循環部】</p>	<p>○ 震災等、大規模災害時においても被害を最小限に抑え、施設が適切に機能するよう整備を進めている。し尿処理施設は、し尿処理量の減少に伴い、処理方式を変更するため改修を行った。北野ポンプ場では、停電時の対応として、自家発電機を設置し、維持管理を行いながら、災害時に利用可能なオープンスペースの確保等、大規模災害時に備える必要がある。</p>
<p>下水道施設の安全化（再掲） 【水循環部】</p>	<p>○ スtockマネジメント計画を定め、耐震性を有する管渠の更新対策や効率的な維持管理を進める必要がある。</p> <p>○ 緊急輸送道路等下の管路や避難場所となる災害拠点につながる管路については、重要な管路として位置づけ、耐震対策を実施しており、今後は計画的な維持管理を進める必要がある。</p> <p>○ 近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の耐震化 ・ 下水道施設の維持管理 ・ 下水道施設の安全対策 ・ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保

リスクシナリオ6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
緊急活動用道路の指定・整備（再掲） 【都市計画部、拠点整備部、まちなみ整備部、道路交通部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。市は、東京都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。
道路の整備（再掲） 【都市計画部、拠点整備部、道路交通部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、事業化を予定している都市計画道路をはじめ、八3・3・74号線（北西部幹線）や八3・4・54号線、八3・4・61号線など、緊急度の高い路線の早期完成に努める必要がある。 ○ 地域住民の円滑な避難を確保するため、災害時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、狭い道路の拡幅整備や舗装の打替えなど避難路となる生活道路の整備を行ってきており、今後も引き続き整備に努める必要がある。
地域内輸送拠点の指定・整備（再掲） 【生活安全部、産業振興部、都市計画部、拠点整備部、施設所管部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市外からの広域的な救援物資の受入、保管、仕分、配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における地域内輸送拠点を指定している。今後は、地域内輸送拠点として必要な環境整備を図っていく必要がある。 ○ 首都圏三環状道路の一つである首都圏中央連絡自動車道は、災害時の救援、支援活動や、復興支援をさせる交通、物流ネットワークなどを強化する重要な道路であり、圏央道八王子西インターチェンジ周辺において、地域内輸送拠点としての整備を推進する必要がある。
一時滞在施設の確保（再掲） 【生活安全部、関係各部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者が帰宅可能になるまで受入れる施設として駅周辺の市施設や協定を締結した民間施設等を一時滞在施設として指定している。今後は駅周辺の公共施設や、民間事業者等への働きかけにより一時滞在施設の確保に努める必要がある。
リスクシナリオ6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶	
給水用資器材の整備・強化（再掲） 【生活安全部、水循環部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の応急給水活動が円滑に行えるよう、給水車を配備している。また、消防団の水槽付消防ポンプ車を活用した給水活動（生活用水）を実施する体制を構築するとともに、ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資器材の計画的な整備強化に努める必要がある。

<p>小中学校のプールの活用 （再掲）【生活安全部】</p>	<p>○ 災害時にプールの水を災害時給水ステーション（給水拠点）からの給水を補完する生活用水として活用するため、避難所となる市立の各小中学校にろ水機等を配備している。水は、生活に必要不可欠なものであるため、災害時にろ水機等が確実に使えるよう、引き続き計画的な整備・点検を行い、使用方法等の周知を図る必要がある。</p>
<p>民間井戸の活用 【生活安全部、環境部、 水循環部】</p>	<p>○ 災害時の生活用水を確保するため、井戸を所有している市内事業所などと「災害時における井戸水の供給協力に関する協定」を締結し、震災対策用井戸としている。今後は、災害時における所有者との連携・協力体制や具体的な供給方法、民間井戸を活用するための調査研究を行う必要がある。</p>

【強靱化における推進目標 7】 制御不能な二次災害を発生させない			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	現状値の時点	目標値 (2030 年度)
特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率	93.3%	2021年度	100%
消防団員の団員充足率	74.2%	2021年度	100%
下水道区域の雨水流出抑制目標対策割合	43.2%	2021年度	66%
複数の手法で防災情報を入手できる市民の割合	75.2%	2022年度	85%
リスクシナリオ 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			
住宅・建築物・沿道の 不燃化と消防活動困難 区域の解消（再掲） 【都市計画部、拠点整備 部、まちなみ整備部、道 路交通部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ、建築物の不燃化、土地利用の誘導、その他多様な手法の活用により、「延焼火災に強い市街地整備」を総合的に推進する必要がある。 ○ 道路・河川・鉄道、公園等の有する延焼遮断機能を強化するための施策を総合的に推進する必要がある。 ○ 都市計画道路の整備により、延焼遮断などの防災機能の向上を図る必要がある。 		
市民や事業所の火災対応 力の強化【生活安全部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織に対する資器材助成にスタンドパイプ等を組み入れ、地域における初期消火体制の強化を図る必要がある。 ○ 市内にある街頭消火器については、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」における火災危険度が高い地域においては、おおむね 30 世帯に 1 本、その他の地域についてはおおむね 80 世帯に 1 本の割合で配備する。なお、これに伴い自主防災組織は、資器材助成の消火器等を活用し、地域内で初期消火体制の強化を図る必要がある。 ○ 建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止対策を進めるとともに、火気使用設備・器具の安全化を進めるなど出火防止対策を推進する必要がある。 ○ 事業所自衛消防隊との連携を図り地域の初期消火力を強化する必要がある。 ○ 防災訓練・救命講習等により市民の対応力の強化を図る必要がある。 		

市民や事業所の火災対応力の強化【生活安全部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの設置を促進する必要がある。 ○ 停電復旧に伴う出火防止対策を推進する必要がある。
消防力の充実・強化【生活安全部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団の機能強化、及び自主防災組織の結成促進と活性化を図る必要がある。
防火水槽の設置促進（再掲）【生活安全部、まちなみ整備部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発行為を行う事業者に対して、八王子市宅地開発指導要綱、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき、必要に応じて防火水槽の設置を行うよう指導する必要がある。
リスクシナリオ7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の耐震性の確保【都市計画部、まちなみ整備部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震により緊急輸送道路等、防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、甚大な被害につながるおそれがある。このため、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、沿道の建築物については、震災対策上、重点的に耐震化を図るため、順次対象建築物の把握をすすめ、東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例や耐震改修促進法に基づく指導、助言を行うとともに、特に重要な道路の沿道の建築物に対しては、公共的な観点から必要な支援を行い、令和7年度までに耐震化率100%をめざす必要がある。
無電柱化の推進【都市計画部、道路交通部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や緊急輸送道路等機能の確保など都市防災の一層の向上を図るため、無電柱化の推進に努める必要がある。
下水道施設の安全化（再掲）【水循環部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ スtockマネジメント計画を定め、耐震性を有する管渠の更新対策や効率的な維持管理を進める必要がある。 ○ 緊急輸送道路等下の管路や避難場所となる災害拠点につながる管路については、重要な管路として位置づけ、耐震対策を実施しており、今後は計画的な維持管理を進める必要がある。 ○ 近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄心等に交換し安全対策を進める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の耐震化 ・ 下水道施設の維持管理 ・ 下水道施設の安全対策 ・ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保

<p>緊急活動用道路の指定・整備（再掲）</p> <p>【都市計画部、拠点整備部、まちなみ整備部、道路交通部】</p>	<p>○ 東京都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。市は、東京都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。</p>
<p>リスクシナリオ7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生</p>	
<p>水路と公共下水道（雨水）の整備（再掲）</p> <p>【水循環部】</p>	<p>○ 市が管理する小河川や水路、公共下水道（雨水）などについては、内水によって浸水被害の予測される地区などを確認・検証し、優先度を設定しながら、全市的な雨水対策の計画に基づき整備を進める必要がある。</p>
<p>河川整備の推進（再掲）</p> <p>【水循環部】</p>	<p>○ 国は、多摩川水系河川整備計画で、最大規模の洪水を安全に流すことを目標として河川整備を進めており、東京都は1時間当たり50mmの降雨に対応できるように整備を進めている。市は、洪水による災害を防止するため、国や東京都に対し河川などの整備を推進するよう要請していく必要がある。</p>
<p>雨水流出抑制施策の推進（再掲）</p> <p>【水循環部、まちなみ整備部、施設所管部】</p>	<p>○ 浸水被害の軽減を図るため「雨水が流出しにくいまちづくり」を目的とした雨水流出抑制施策を推進する。開発行為や集合住宅の建築等において、建物や施設の雨水流出抑制策を指導するとともに、公共施設や道路においても浸透・貯留施設による流出抑制策を実施していく必要がある。</p>
<p>緑地の保全（森や林の流木対策）や砂防事業の推進（再掲）</p> <p>【産業振興部、水循環部】</p>	<p>○ 河川の上流部においては、流木が水路などに詰まり流水があふれ出して、浸水被害の原因となる。そこで、市は、森や林の手入れの推進や市街化調整区域の開発抑制に取組、流木の発生を防止するとともに水源涵養機能の保全を図っていく。さらに、土石流危険渓流における砂防事業の推進について、東京都に要請していく必要がある。</p>

<p>保安林の整備 【産業振興部】</p>	<p>○ 森林は、豪雨時における雨水の流出抑制や土砂流出の防備などの機能を果たしており、こうした森林の機能保全のため、保安林の整備に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養林 東京都は、第11次水道水源林管理計画に基づき、水源涵養や土砂流出の防備等を促進している。市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、その他必要な協力体制の確立に努める必要がある。 ・ 土砂流出防備林 東京都は、治山事業計画を策定し事業を実施している。市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、また、山地災害危険地区について崩壊発生危険性の危険性、土石流に関する情報の収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図るほか、必要な協力体制の確立に努める必要がある。
<p>下水道施設の安全化（再掲） 【水循環部】</p>	<p>○ ストックマネジメント計画を定め、耐震性を有する管渠の更新対策や効率的な維持管理を進める必要がある。</p> <p>○ 緊急輸送道路等下の管路や避難場所となる災害拠点につながる管路については、重要な管路として位置づけ、耐震対策を実施しており、今後は計画的な維持管理を進める必要がある。</p> <p>○ 近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の耐震化 ・ 下水道施設の維持管理 ・ 下水道施設の安全対策 ・ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保
<p>リスクシナリオ7-4 有害物質の大規模拡散・流出</p>	
<p>立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導 【施設所管部】</p>	<p>○ 必要に応じて、関係機関・団体等と連携し、危険物・有毒物取扱施設の立ち入り検査を実施し、法令に基づく規制の強化、改善の指導を行うとともに、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう指導する必要がある。</p>

<p>大気汚染防止対策 【環境部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物倒壊に伴う有害物質による大気汚染について監視し、汚染された場所について市民への周知を行う必要がある。 ○ 事業者に対し、建物解体の際には有害大気汚染物質の飛散防止に関する指導を行う必要がある。
<p>アスベスト飛散防止対策 【環境部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物倒壊に伴うアスベストの飛散について「災害時における石綿飛散防止に関する取扱いマニュアル」に基づき測定を実施し、汚染された場所について市民への周知を行う必要がある。 ○ 倒壊建物所有者及び解体施工者に対し、建物解体の際には、アスベストの飛散防止に関する指導を行う必要がある。 ○ 倒壊建物の解体の際、倒壊建物所有者は、アスベストの飛散防止に努め、解体施工者は、アスベストの飛散防止を図る必要がある。
<p>放射線使用施設等への対応 【生活安全部、環境部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内には原子力施設が存在しないが、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえ、市は状況に応じ、東京都等関係機関と連携しモニタリングや情報提供などの対策を行う必要がある。 ○ 関係機関と連携し、市内又は近隣における放射線使用施設や核燃料物質輸送車両の事故に対応するため、必要な対策活動を実施する必要がある。
<p>リスクシナリオ 7-5 農地・森林等の被害による被害の拡大</p>	
<p>保安林の整備（再掲） 【産業振興部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林は、豪雨時における雨水の流出抑制や土砂流出の防備などの機能を果たしており、こうした森林の機能保全のため、保安林の整備に努める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養林 東京都は、第 11 次水道水源林管理計画に基づき、水源涵養や土砂流出の防備等を促進している。市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、その他必要な協力体制の確立に努める必要がある。 ・ 土砂流出防備林 東京都は、治山事業計画を策定し事業を実施している。市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、また、山地災害危険地区について崩壊発生の危険性、土石流に関する情報の収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図るほか、必要な協力体制の確立に努める必要がある。

<p>保全すべき緑地の確保・管理 【環境部、まちなみ整備部】</p>	<p>○ 緑を将来にわたって確保するため、保全制度を活用し、保全すべき緑地の確保・管理を推進する必要がある。</p>
<p>農地・緑地の保全【産業振興部、環境部、都市計画部、まちなみ整備部】</p>	<p>○ 残存する農地や緑地等に対し、保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、火災の延焼防止等の機能など、防災上重要な役割を担っている緑の空間やオープンスペースの保全を図っていく必要がある。</p>
<p>山地災害危険地区の安全化（再掲） 【産業振興部】</p>	<p>○ 東京都は、森林法等に基づき、治山事業を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地の周知を図り、警戒避難体制の確立等、災害の軽減・防止に努めている。市は、東京都と連携してこれら被害軽減策を推進するとともに、治山工事の促進について東京都へ要請していく必要がある。</p>

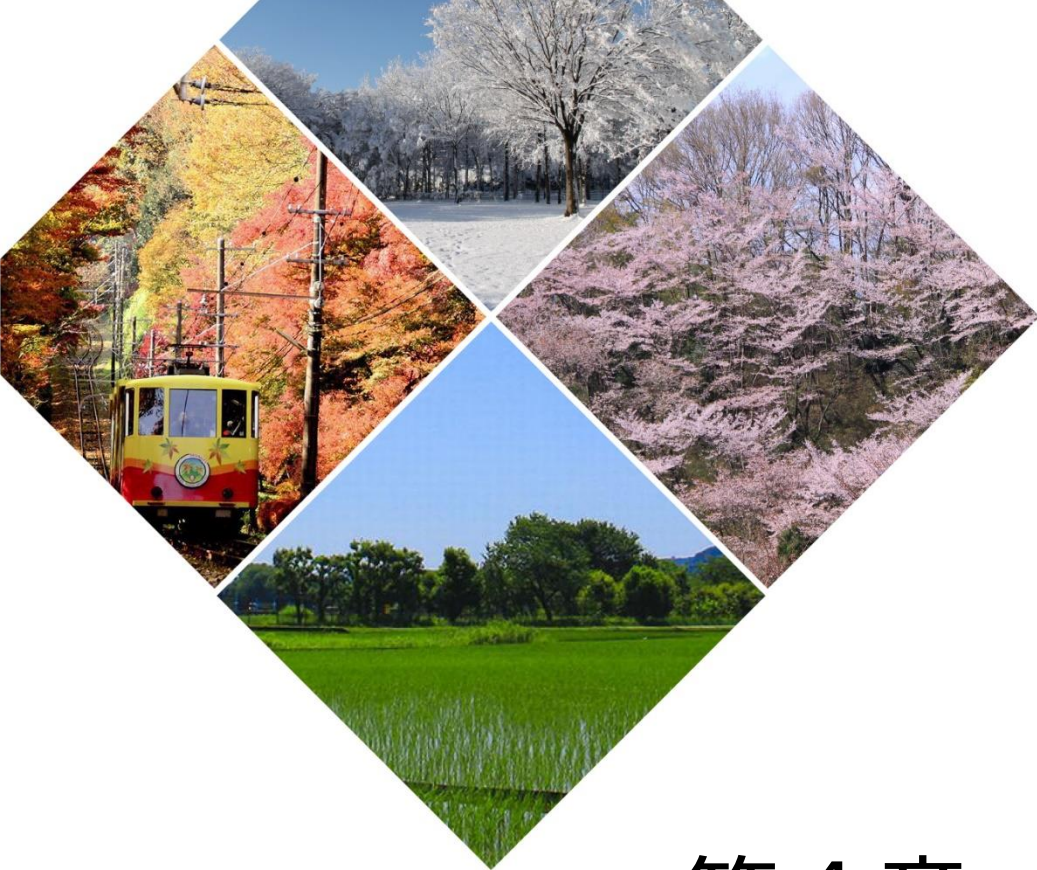
【強靱化における推進目標8】			
地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する			
重要業績評価指標（KPI）	現状値	現状値の時点	目標値 (2030年度)
下水道区域の雨水流出抑制目標対策割合	43.2%	2021年度	66%
複数の手法で防災情報を入手できる市民の割合	75.2%	2022年度	85%
リスクシナリオ8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
大規模災害時を想定した処理・処分計画等の整備 【資源循環部】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 八王子市災害廃棄物処理計画に基づく対応 震災等、大規模災害時に大量に発生することが想定される生活ごみ・災害廃棄物の処理を「八王子市災害廃棄物処理計画」に基づき対応する。また、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握するとともに、不足が想定されるマンパワーや資器材等を勘案しつつ、災害廃棄物処理マニュアルを検証し適時見直しを行う必要がある。 ○ 広域的な災害廃棄物処理体制の構築 災害時の大量の生活ごみ・災害廃棄物を迅速かつ効果的に処理するため、多摩地域の市町村・一部事務組合、特別区及び東京都と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する。また、市は相互応援協定を締結している他の自治体との連携を図る必要がある。 ○ 民間業者等との協力体制の整備 災害時の大量の生活ごみ・災害廃棄物を迅速かつ効果的に処理するため、協定を結んでいる民間の廃棄物処理事業者等が、災害時に人員、資器材等の確保並びに民間処理施設への受入等、災害時に即時対応できるよう、体制を整える必要がある。 ○ 清掃施設の適切な整備 大量に発生する災害廃棄物を円滑に処理するために、ごみ処理基本計画及び八王子市循環型社会形成推進地域計画に基づき、焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及びリサイクル施設（マテリアルリサイクル施設）等の適切な整備を行う必要がある。 		

リスクシナリオ8-2 復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通し技術者等）の不足、よりよい復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
災害時におけるボランティア等受入体制の整備 【市民活動推進部、福祉部】	○ 災害時におけるボランティアやNPOなどの市民活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害廃棄物の除去に大きな役割を果たすものと期待されている。災害時にボランティア等に広く協力を求めるためには、平常時から市民活動を促進・支援し、行政との信頼関係や連携の仕組みを構築しておく必要がある。このため、市は、これらボランティアやNPOなどとの連携・協力や災害時の受入方法及び活動拠点等について、体制の整備を図っていく必要がある。
専門ボランティアの育成及び連携・協力体制の整備 【市民活動推進部、生活安全部、まちなみ整備部、関係各部】	○ 一定の知識・経験や特定の資格を要するボランティアについては、災害時に即時的対応ができるよう、氏名、連絡先、活動の種類などをあらかじめ把握しておく必要がある。市は、東京都及び関係機関と連携して、これら専門ボランティアの確保、充実を図るとともに、災害時に即時対応ができるよう、受入及び協力体制の確立に努めていく必要がある。
八王子市社会福祉協議会との連携 【市民活動推進部、福祉部】	○ 社会福祉協議会は、ボランティアの受入計画の作成及び災害ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及び災害ボランティアセンターの支援体制を図る。市は、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等の実施に努める必要がある。
円滑な復興への事前準備 【都市戦略部、総合経営部、生活安全部、都市計画部、拠点整備部】	○ 大規模な震災後速やかに被災者自らが立ち上がり、行政やボランティア、NPOなどの地域を構成する様々な主体と連携、協働を図りながら、多様な復興の課題の解決にあたるよう、復興訓練の実施など事前の備えを推進する必要がある。
震災復興マニュアルの更新 【都市戦略部、総合経営部、生活安全部、都市計画部、拠点整備部】	○ 東京都の震災復興マニュアルと整合を図りつつ、市民及び職員を対象とした復興訓練などを通じて「八王子市震災復興マニュアル」を適宜更新していく必要がある。

リスクシナリオ8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
水路と公共下水道（雨水）の整備（再掲） 【水循環部】	○ 市が管理する小河川や水路、公共下水道（雨水）などについては、内水によって浸水被害の予測される地区などを確認・検証し、優先度を設定しながら、全市的な雨水対策の計画に基づき整備を進める必要がある。
河川整備の推進（再掲） 【水循環部】	○ 国は、多摩川水系河川整備計画で、最大規模の洪水を安全に流すことを目標として河川整備を進めており、東京都は1時間当たり50mmの降雨に対応できるように整備を進めている。市は、洪水による災害を防止するため、国や東京都に対し河川などの整備を推進するよう要請していく必要がある。
雨水流出抑制施策の推進（再掲）【水循環部、まちなみ整備部、施設所管部】	○ 浸水被害の軽減を図るため「雨水が流出しにくいまちづくり」を目的とした雨水流出抑制施策を推進する。開発行為や集合住宅の建築等において、建物や施設の雨水流出抑制策を指導するとともに、公共施設や道路においても浸透・貯留施設による流出抑制策を実施していく必要がある。
緑地の保全（森や林の流木対策）や砂防事業の推進（再掲）【産業振興部、水循環部】	○ 河川の上流部においては、流木が水路などに詰まり流水があふれ出して、浸水被害の原因となる。そこで、市は、森や林の手入れの推進や市街化調整区域の開発抑制に取組、流木の発生を防止するとともに水源涵養機能の保全を図っていく。さらに、土石流危険渓流における砂防事業の推進について、東京都に要請していく必要がある。
保安林の整備（再掲） 【産業振興部】	○ 森林は、豪雨時における雨水の流出抑制や土砂流出の防備などの機能を果たしており、こうした森林の機能保全のため、保安林の整備に努める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養林 東京都は、第11次水道水源林管理計画に基づき、水源涵養や土砂流出の防備等を促進している。市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、その他必要な協力体制の確立に努める必要がある。 ・ 土砂流出防備林 東京都は、治山事業計画を策定し事業を実施している。市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、また、山地災害危険地区について崩壊発生の危険性、土石流に関する情報の収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図るほか、必要な協力体制の確立に努める必要がある。

<p>下水道施設の安全化（再掲）</p> <p>【水循環部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スtockマネジメント計画を定め、耐震性を有する管渠の更新対策や効率的な維持管理を進める必要がある。 ○ 緊急輸送道路等下の管路や避難場所となる災害拠点につながる管路については、重要な管路として位置づけ、耐震対策を実施しており、今後は計画的な維持管理を進める必要がある。 ○ 近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の耐震化 ・ 下水道施設の維持管理 ・ 下水道施設の安全対策 ・ 停電時などの非常時における非常用電源の確保
<p>リスクシナリオ8-4 文化財の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>	
<p>文化財の安全対策</p> <p>【生涯学習スポーツ部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 八王子市文化財保存活用地域計画（令和4年（2022年）7月策定）に基づき、文化財の防災対策の強化を進める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災の観点を含めた文化財の現況把握調査 ・ 文化財防災に対する意識啓発及び所有者等への支援
<p>リスクシナリオ8-5 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	
<p>地域住民による自主防災体制の強化（再掲）</p> <p>【市民活動推進部、生活安全部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害による被害を軽減するには、自主防災組織や町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民が救出・救助、初期消火及び避難所運営支援などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織は地域における防災活動の中核を担う存在であり、このため、救出・救助等、防災活動のための資器材助成や研修会等を通じて、自主防災組織の結成促進及び活性化を図る必要がある。

<p>円滑な復興への事前準備 (再掲)【都市戦略部、 総合経営部、生活安全 部、都市計画部、拠点整 備部】</p>	<p>○ 大規模な震災後速やかに被災者自らが立ち上がり、行政やボランティア、NPOなどの地域を構成する様々な主体と連携、協働を図りながら、多様な復興の課題の解決にあたるよう、復興訓練の実施など事前の備えを推進する必要がある。</p>
<p>罹災証明書発行体制の整備 【財政部】</p>	<p>○ 住家被害認定調査や罹災証明書発行についてのガイドラインを適宜見直しするとともに、罹災証明書を迅速に発行するため、人材育成を充実・強化する必要がある。 ○ 住家被害認定調査や罹災証明書発行に関する研修を行い、災害時に調査等に従事する要員を確保するなど、罹災証明書の迅速な発行に向けた全庁的な体制を構築する必要がある。</p>
<p>巡回パトロールの実施 (再掲) 【生活安全部】</p>	<p>○ 警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う必要がある。</p>
<p>防犯協会等との連携(再 掲)【生活安全部、関係 各部】</p>	<p>○ 災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する必要がある。市の関係各部は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する必要がある。</p>



第4章 強靱化の取組の推進 と不断の見直し

1 施策分野の設定

強靱化に向けて取り組むべき施策を整理するに当たり、「八王子未来デザイン2040」に掲げた6つの都市像（私たちが目指すまち）ごとに、施策分野を設定します。

「八王子未来デザイン2040」の都市像

- 1 みんなで担う公共と協働のまち
- 2 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち
- 3 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち
- 4 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち
- 5 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち
- 6 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

2 施策分野ごとの強靱化に向けた取組

脆弱性評価に基づき、リスクシナリオを回避するための本市の取組について、「八王子未来デザイン2040」の施策ごとに取りまとめます。

取りまとめた表は、次ページ以降に記載します。

国土強靱化地域計画 八王子未来デザイン2040		強靱化における推進目標																			
		1					2								3			4			
		人命の保護が最大限図られる					救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する								必要不可欠な行政機能を確保する			必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する			
		リスクシナリオ																			
都市像	基本施策	施策	施策番号	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	3-1	3-2	3-3	4-1	4-2
				よ規模住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模な死傷者の発生	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	水異常気象等による市街地等の広域な浸	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	被災地での食料・飲料水等の供給の長期停止	孤立地域等の同時発生	警察・消防・自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱、滞在期間の長期化	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災の途絶による医療機能の麻痺	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	救助・救急活動等のためのエネルギー供給の長期途絶	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	信号機、街路灯の滅灯による交通事故や渋滞の多発	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
第1編 みんなで担う公共と協働のまち																					
第1章 市民自治の推進																					
			1																		
			2					●													●
第2章 市民が納得できるサービスの提供																					
			3					●													
			4															●		●	
第3章 地方分権時代にふさわしい行政運営の推進																					
			5					●													
			6	●	●	●							●			●		●		●	●
第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち																					
第1章 誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進																					
			7					●													●
			8					●										●			●
第2章 誰もが生きがいをもち安心できる地域づくり																					
			9													●					
			10																		
第3章 保健医療の充実																					
			11		●	●			●					●	●						
			12										●								
第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち																					
第1章 全ての子どもが健やかに育つ地域づくり																					
			13	●																	
			14	●		●	●		●	●		●		●	●			●			
第2章 未来をひらく子どもを育てる教育																					
			15						●						●						
			16														●		●		●
			17		●				●						●						
第3章 学びを活かせる生涯学習の推進																					
			18		●																
			19							●	●	●			●			●			
第4章 未来につながる文化の継承と創造																					
			20		●																
			21																		

国土強靱化地域計画 八王子未来デザイン2040		強靱化における推進目標																	
		1				2								3			4		
		人命の保護が最大限図られる				救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する								必要不可欠な行政機能を確保する			必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する		
		リスクシナリオ																	
		1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	3-1	3-2	3-3	4-1	4-2
都市像 基本施策		よる規宅・建物・交通施設等の複合的・大規模な死傷者の発生	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	水異常気象等による市街地等の広域な浸	る大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	れ情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	かわる被災地での食料・飲料水等、生命にか	孤立地域等の同時発生	救助・救急活動等の絶対的不足	生想定を超える大量の帰宅困難者の発生	給・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災者の健康状態の悪化	模被災地における疾病・感染症等の大規模発生	化・死者の発生	供給の長期途絶	化・社会の混乱	幅な低下	や信号機、街路灯の滅灯による交通事故	の防災・災害対応に必要な通信インフラ	避難行動や救助・支援が遅れる事態
第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち																			
第1章 自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり																			
第1節 魅力ある持続可能なまちづくり		22	●	●	●	●			●	●								●	●
第2節 人と自然にやさしいまちづくり		23	●			●													
第2章 地域力を活かした安全で安心なまちづくり																			
第1節 強さとしなやかさを持ったまちづくり		24	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 安全で安心な暮らしを守る体制・対策の強化		25							●		●				●				
第3章 快適で人にやさしい交通環境づくり																			
第1節 安全で円滑な交通環境の構築		26	●					●		●								●	
第2節 快適に移動できる公共交通基盤の形成		27	●							●									
第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち																			
第1章 地域経済を支える産業の振興																			
第1節 八王子を支える地域産業の基盤強化		28																	
第2節 人材が活躍できる働く環境の整備		29																	
第2章 まちの活力を創出する産業																			
第1節 地域活性化に向けた産業イノベーションの創出		30																	
第3章 まちの魅力を向上させる産業																			
第1節 にぎわいを創出する産業の振興		31			●		●	●		●								●	
第2節 農林業と都市の共生		32		●						●									
第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち																			
第1章 一人ひとりが考え、ともに守る環境																			
第1節 環境を守り育む人づくり		33		●												●			
第2章 環境負荷の少ないまちづくり																			
第1節 オール八王子で取り組む脱炭素に向けたまちづくり		34		●						●									
第2節 地球にやさしい循環型社会の形成		35									●	●			●		●		
第3章 自然と共生した安全で快適な環境																			
第1節 未来に潤いをもたらすみどりと生物多様性の保全		36				●													
第2節 安全で良好な生活環境の確保		37			●							●							

強靭化における推進目標

5						6					7					8				
経済活動を機能不全に陥らせない						生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る					制御不能な二次災害を発生させない					地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する				
リスクシナリオ																				
5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	5-6	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5
のサ 生 産 能 力 低 下	大 活 動 ・ サ ブ ラ イ チ エ ー ン の 維 持 へ の 基 礎	重 要 な 産 業 施 設 の 損 壊 、 火 災 、 爆 発 等	基 幹 的 交 通 ネ ット ワ ー ク の 機 能 停 止	金 融 サ ー ビ ス 等 の 機 能 停 止 に よ る 商 取 引 に 基 た る 大 な 影 響 が 発 生 す る 事 態	食 料 等 の 安 定 供 給 停 滞	電 力 ・ ガ ス の 機 能 停 止 に よ る 送 電 ・ 配 電 シ ス テ ム の 停 止	上 水 道 等 の 長 期 間 に わた る 供 給 停 止	汚 水 処 理 施 設 等 に 長 期 間 に わた る 機 能 停 止	地 域 交 通 ネ ット ワ ー ク が 分 断 す る 事 態	異 常 濁 水 等 に よ り 用 水 の 供 給 の 途 絶	地 震 に 伴 う 多 数 の 死 傷 者 の 発 生	沿 道 ・ 通 路 ・ 構 造 物 の 倒 壊 に 伴 う 閉 塞 、 地 下 麻 痺	た め 池 、 防 災 イ ン フラ 等 の 損 壊 ・ 機 能 不 全 や 堆 積 し た 土 砂 に よ る 二 次 災 害 の 発 生	有 害 物 質 の 大 規 模 拡 散 ・ 流 出	農 地 ・ 森 林 等 の 被 害 に よ る 被 害 の 拡 大	滞 り に よ り 復 旧 ・ 復 興 が 大 幅 に 遅 れ る 事 態	復 旧 ・ 復 興 に 支 え る 人 材 等 の 不 足 、 地 域 の 復 興 に 向 け た 技 術 者 等 の 不 足 等 に よ り 復 旧 ・ 復 興 に 遅 れ の 事 態	広 域 ・ 長 期 に わた る 浸 水 被 害 の 発 生 に よ り 復 旧 ・ 復 興 が 大 幅 に 遅 れる 事 態	文 化 財 の 損 失 等 に よ る 有 形 ・ 無 形 の 文 化 的 損 失	地 域 コ ミュ ニ ティ の 崩 壊 、 治 安 の 悪 化 に よ り 復 旧 ・ 復 興 が 大 幅 に 遅 れる 事 態
	●		●						●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
															●					●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
																				●
●			●						●		●	●								
			●						●											
●																				
●																				
	●								●											
	●					●			●							●				
	●					●	●	●								●		●		
															●					
								●							●					

3 計画の推進

本計画の推進にあたっては、「目指すべき将来の地域の姿」の実現のため、第3章で整理した脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策をとりまとめ、計画的に推進します。

〔取組の重点化（優先順位付け）〕

限られた資源と財源を効率的かつ効果的に活用して国土強靱化を推進するため、取組の重点化を図りながら進めます。重点化にあたっては、本市の特性を踏まえ、影響の大きさや緊急性など、様々な観点から取組を整理し、国等の支援制度を計画的かつ効果的に活用してソフト対策とハード対策を適切に組み合わせながら決定していきます。

重点化する取組については、「八王子市国土強靱化地域計画に基づき実施する予定の主な重点取組一覧」を別途作成し、効率的かつ効果的に進めます。

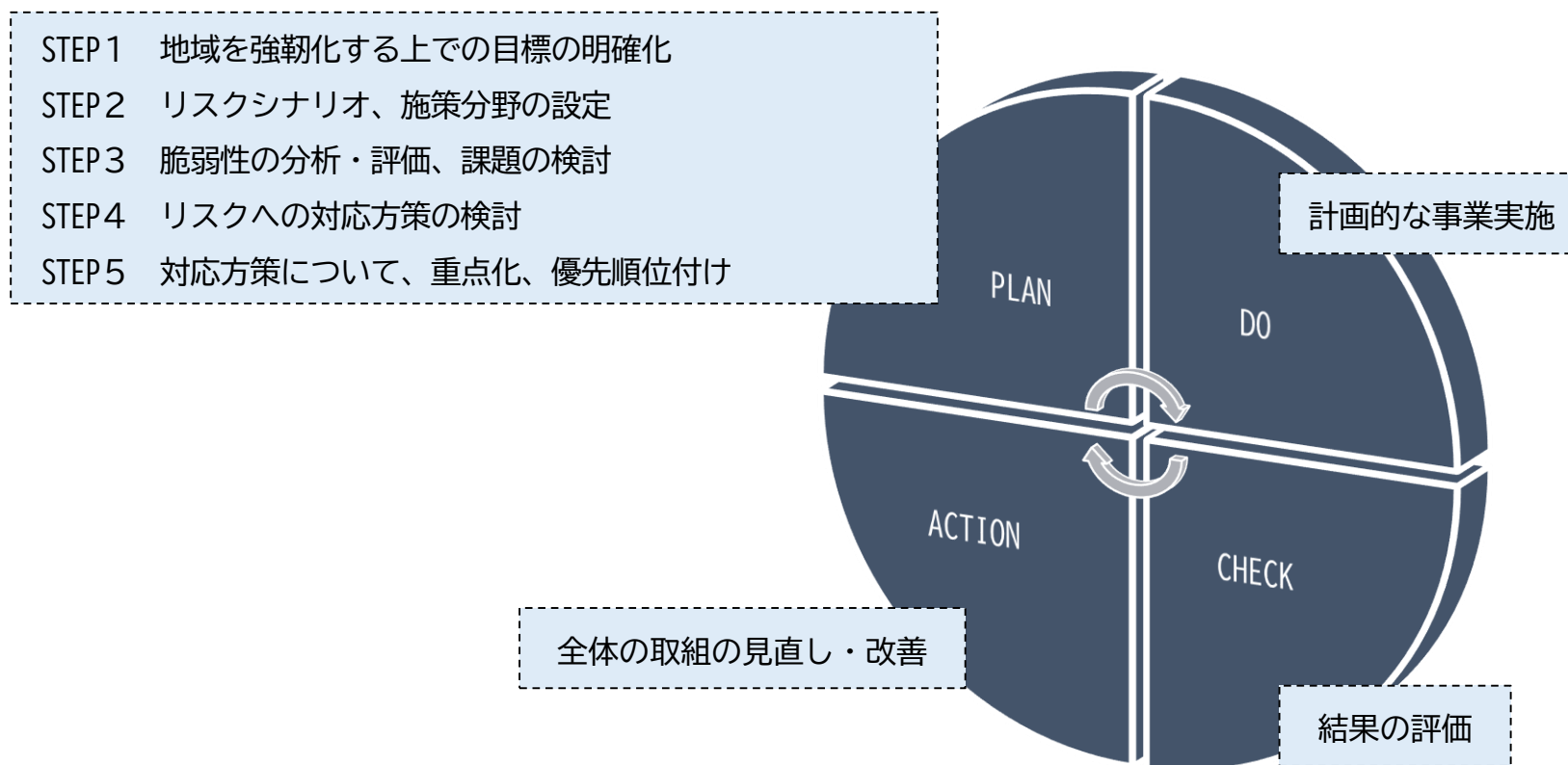
4 不断の見直し

国の国土強靱化基本計画や東京都国土強靱化地域計画の改訂、社会情勢の変化や各地での災害対応で明らかになった課題や教訓から得た最新の知見等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

なお、本計画は、分野ごとに策定された個別計画の指針としての位置づけを有しているため、本計画の見直しを分野別個別計画にも適切に反映させることで、双方向での整合を図っていきます。

5 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「八王子未来デザイン2040」の進行管理とともに、強靱化における推進目標ごとに設定した重要業績評価指標（KPI）の定量的評価も合わせて行い、計画の達成度や進捗状況を毎年把握・検証するPDCAサイクルにより行います。



八王子市国土強靱化地域計画

2023 - 2030

HACHIOJI CITY
NATIONAL RESILIENCE
REGIONAL PLAN

～「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現～

令和5年（2023年）3月

発行 ㊤ 八王子市

編集 八王子市総合経営部、生活安全部、都市計画部

所在地 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-626-3111（代表）

FAX 042-627-5939

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

